

譲渡性預金規定

熊本銀行

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした場合の利息の支払いは、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）を基準として、次により取扱います。

- ① 預入日から中間利払日前日までの日数および証書記載の約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」という。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、この場合には、当行所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「支払請求書」という。）に記名するとともに届出の印章を押印して、この証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。

- ② 中間利払日から満期日前日までの日数および証書記載の約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

- (2) この預金の利息は、この預金の譲渡があった場合には、最終の譲受人に支払います。ただし、この預金の譲渡があった場合の中間払利息は、中間払日以後に譲受人からの請求により支払います。

- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (譲渡)

- (1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

- ① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、譲渡がされた日の属する月の翌月末日までにこの証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。
- なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

- ② 当行は、この証書に譲渡についての確認印を押印のうえ返却します。

- (3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。

ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲受人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

- ① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

- ② 預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金を質入れする場合には、前3項が準用されるものとします。

4.（取引の制限）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず日本に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な次項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して証書記載の取扱店に提出してください。
- (3) 次の各号に一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た次項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

この証書、支払請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第5条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。

なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含まれます。以下、本条において同じ。）の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱店に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率及び料率ならびに借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについてはそれぞれ銀行取引約定書及び各融資関連契約書の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 1. (個人預金に関する特約規定)

個人の預金者の「預金払戻し受付時の本人確認の取扱い」、および「盗難された証書を用いた不正な預金払戻しが行われた場合の取扱い」については、当行が別途定める「個人預金に関する特約」によるものとします。

1 2. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

第11条に定める個人預金に関する特約規定につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

<https://www.kumamotobank.co.jp/yakkan/yokin/>